

事務局長（職員）の公募について

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」という。）は、次により事務局長（職員）を公募いたします。

1. センターの概要

（1）業務の概要

センターは、社会福祉事業に関する調査研究・啓発宣伝活動を通じて、民間社会福祉事業の振興発展に寄与することを目的として昭和21年に設立され、各種の社会福祉振興のための事業を実施しています。

また、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法に基づく3福祉士の指定試験機関及び指定登録機関として、国家試験の実施事務等を行うとともに介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題の作成事務等を都道府県から受託し実施しています。

具体的には、次のとおりです。

① 試験・登録事業

- ア 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士に係る国家試験及び登録に関する事業
- イ 介護支援専門員実務研修受講試験に係る試験問題作成及び合格基準の設定に関する事業

② 調査研究助成・研修事業

- ア 社会福祉に関する調査研究に対する助成事業
- イ 社会福祉施設職員等の国内研修及び海外研修事業

③ 保険・年金事業

- ア 社会福祉施設従事者相互保険事業
- イ 団体信用生命保険事業
- ウ 社会福祉施設従事者確定拠出年金事業

④ 債務保証事業

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付に係る債務保証事業（既往分）

⑤ 出版事業

介護情報専門誌「カイゴのチカラ」等の出版事業

（2）所在地

東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル

2. 公募する職種等

(1) 公募する職種

事務局長 1名

(2) 事務局長に就任した場合の職務、勤務条件等

- ① 職務 事務局の事務を総理する。
- ② 勤務形態 常勤
- ③ 就業規則 有り（定年63歳）

なお、試験センターの役職員及び試験委員は、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法、介護保険法により、試験事務等に関し知り得た秘密を漏らしてはならないこと、及び刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととされております。

- ④ 報酬 職員給与規程による。

(3) 採用時期

令和7年7月1日（火）（予定）

3. 応募、選考方法

(1) 応募者の資格

- ① 令和7年4月1日時点で、60歳以下であること。
- ② 職歴において、当試験センターに準じる相当規模及び類似形態の組織において管理職経験があること。
- ③ 国家試験等業務、社会福祉振興業務の重要性を十分認識し、中立性、公平性を保って着実に業務を実施するとともに、業務運営改善に強い意欲を持ち、諸課題に対しリーダーシップを発揮し、的確に対処できる経験と実行力を備えていること。

(2) 応募方法

① 応募書類

ア 履歴書（JIS規格の履歴書用紙）

学歴、職歴、取得資格、健康状態等を詳細に記載し、3か月以内に撮影した写真（4.5 cm×横 3.5 cm）を貼付してください。

イ 自己アピール書（A4判、1600字程度「横書き」）

テーマ：「私の知識、経験と新たな職場での取り組み」

②提出方法

応募書類を簡易書留により、下記あて郵送してください。なお、封筒の表に「事務局長職応募」と朱書きしてください。

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル
公益財団法人社会福祉振興・試験センター 総務部総務課

③応募期限

令和7年5月8日（木）必着

(3) 選考方法

第一次選考（書類選考）、第二次選考（面接選考）により選考します。

(4) 選考結果の通知

①第一次選考の結果

応募者全員に結果を通知します。なお、第一次選考の合格者には、第二次選考の日時等についても、併せてお知らせします。

②第二次選考の結果

第二次選考の対象者全員に結果を通知します。

4. その他

- (1) 応募書類の返却はいたしません。
- (2) 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。
- (3) ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

(参考)

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）

○ 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）

（秘密保持義務等）

第 16 条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

○ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

（秘密保持義務等）

第 69 条 17 登録試験問題作成機関の役員若しくは職員（第 69 条の 13 第 1 号の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあった者は、試験問題作成事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験問題作成事務に従事する登録試験問題作成機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。